

国土利用計画（宮崎県計画）

－ 第五次 －

平成30年 3 月27日

宮 崎 県

前 文

この計画は、国土利用計画法第7条の規定に基づき、宮崎県の区域について定める国土の利用に関する基本的事項についての計画であり、県下の各市町村がその区域について定める国土の利用に関する計画（以下「市町村計画」という。）及び宮崎県土地利用基本計画（以下「土地利用基本計画」という。）の基本となるものである。

1. 県土の利用に関する基本構想

(1) 県土利用の基本方針

ア 県土利用をめぐる基本的条件の変化

今後の県土の利用を計画するに当たっては、県土利用をめぐる次のような基本的条件の変化を考慮する必要がある。

本県の人口は、平成 29 年（2017 年）10 月現在、約 109 万人であるが、宮崎県総合計画（平成 27 年 3 月改定版）及び宮崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成 27 年 9 月）によると、平成 42 年（2030 年）には約 102 万人、平成 72 年（2060 年）には、約 80 万人まで減少すると予測される。

今後の土地需要は、都市においては一定程度、増加が見込まれるものの、全体としては減少していくことが想定され、本格的な人口減少社会における県土の適切な利用・管理のあり方を構築していくことが重要となる。

自然環境については、開発圧力が低下する機会をとらえ、その保全・再生を図るとともに、再生可能な資源・エネルギーの供給や防災・減災、生活環境の改善等、自然が持つ多面的機能を積極的に評価し、地域における持続可能で豊かな生活を実現する基盤として、経済社会的な観点からもその保全と活用を図ることが重要となる。

また、本県はこれまで、台風等による風水害や霧島山火山の噴火による火山災害などにより大きな被害を被っており、今後も様々な自然災害が本県に被害を及ぼす可能性がある。特に、今後発生が懸念される南海トラフ巨大地震は、本県に甚大な被害をもたらすと考えられる。

さらに、平成 23 年の東日本大震災や平成 28 年の熊本地震の発生を受け、大規模自然災害に対する備えの重要性が認識され、県土利用における安全・安心に対する県民の意識が高まりを見せている。

人口減少は開発圧力の低下等を通じて空間的な余裕を生み出す側面もあるため、中長期的な視点から計画的、戦略的に、より安全で持続可能な県土利用を実現することも重要となる。

イ 本計画が取り組むべき課題

県土利用をめぐる基本的条件の変化を踏まえ、本計画においては、次の課題に取り組んでいくこととする。

(ア) 人口減少社会に対応した県土管理

本県の総人口は平成 8 年にピークを迎えた後に減少を始め、今後少なくとも数十年にわたり人口減少が継続すると見込まれる。また、年少人口や生産年齢人口の減少と老年人口の増加が進むとともに、人口の地域的な偏在も進展して

いる。

人口動態の変化は、県土の利用にも大きな影響を与える。既に人口減少等が進展している地域では、市街地の人口密度の低下や中心市街地の空洞化が進行するとともに、低・未利用地や空き家等が増加しており、土地利用の効率の低下が懸念される。また、農山漁村では、農地の転用に加え、高齢の農業就業者の離農等による農地の荒廃により、農地面積が減少するとともに、農地の管理水準の低下も懸念されている。農業就業者の高齢化が進む中、営農等の効率化のため、担い手への農地集積・集約を進めていくことも課題である。林業・木材産業においては、近年の木材需要の拡大により、木材価格は持ち直しつつあるものの、長期的には下落傾向が続いており、また林業担い手の減少や高齢化も進行するなど厳しい状況にあるため、一部に必要な施業が行われない森林も見られる。

県土管理水準の低下や都市化の進展などの県土利用の変化は、水源涵養機能^{かんよう}の低下や雨水の地下浸透量の減少等を通じて、水の循環にも大きな影響を与える。また、山村部では土地所有者等の高齢化や不在村化が進行しており、土地の境界の確認に必要な人証や物証が失われつつある。このように土地の所在や境界が不明確な状況では、土地の有効利用の妨げとなり得る。さらに、都市へ人口移動が進む中で、今後も所有者の所在の把握が難しい土地が増加することが想定され、円滑な土地利用に支障をきたすおそれがある。

このような問題は、既に多くが顕在化しているが、対策を怠れば、今後、ますます状況が悪化するおそれがある。このため、本格的な人口減少社会においては、県土の適切な利用と管理を通じて県土を荒廃させない取組を進めていくことが重要な課題となる。

また、人口減少、高齢化と経済のグローバル化に伴う国際競争の激化が共に進行していく中で、県民が豊かさを実感できる県土づくりを目指す観点から、生活や生産水準の維持・向上に結びつく土地の有効利用・高度利用を一層、推進していくことも必要である。

(イ) 自然環境と美しい景観の保全・再生・活用

人口減少は、開発圧力の低下等を通じて空間的余裕を生み出す面もあるため、この機会をとらえ、生物多様性の確保や自然環境の保全・再生を進めつつ、持続可能で豊かな暮らしを実現する県土利用を進めていく視点が重要である。この観点から、過去の開発や土地の改変により失われた良好な自然環境や生物の多様性を再生していくことが大きな課題となる。

特に、一度開発された土地は、それまでの利用が放棄されても人為的な土地利用の影響が残ることから、その地域本来の生態系には戻らず、荒廃地等となる可能性がある。このような土地については、自然の生態系に戻す努力が必要となる。加えて、今後、土地への働きかけの減少により、これまで人の手が入

ることで良好に管理されてきた里地里山等においては自然環境や景観の悪化、野生鳥獣被害の深刻化、一部の侵略的外来種の定着・拡大、さらには自然資源の管理や利活用に係る知恵や技術の喪失等が懸念される。

また、気候変動は、広く県土の自然環境に影響を及ぼし、更なる自然環境の悪化や生物多様性の喪失が懸念されることから、気候変動による将来的な影響も考慮して、これに適応し、自然環境と調和した持続可能な経済社会システムを構築していくことが必要である。

自然環境の悪化や生物多様性の喪失は、土壌の劣化や水質の悪化、植生の変化等を通じて、食料の安定供給、水源の涵養^{かんよう}や県土保全など暮らしを支える生態系サービス（自然の恵み）に大きな影響を及ぼす。このため、食料やエネルギー資源の多くを海外に依存する現状において、生態系を保全し、人と自然が共生してきた里地里山等を持続的に利活用していくことは、バイオマス等の再生可能エネルギーの地域レベルでの安定確保や健全な水循環の維持又は回復等を通じて地域での持続的で豊かな暮らしを実現する観点からも重要である。また、自然生態系の有する防災・減災機能も活用することにより、持続可能かつ効果的・効率的な防災・減災対策を進めることが重要である。

さらに、これまで人と自然との関わりの中で育まれてきた景観や美しい農山漁村の集落やまちなみ、魅力ある都市空間や水辺空間等を保全、再生、創出し、次世代に継承するとともに、これらを活用して地域の魅力を高めることは、地域固有の伝統や文化を継承しつつ個性ある地域を創出する観点からも重要である。

（ウ）災害に強い県土の構築

平成23年に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、太平洋沿岸部を中心に甚大な被害をもたらし、社会経済システムの脆弱性が明らかになるとともに、大規模自然災害に対する備えの重要性を強く認識するきっかけとなった。本県では、日向灘沖を震源とする地震がこれまでもたびたび発生しており、今後30年以内に南海トラフ地震が70%程度の確率で発生すると予想されている。

また、雨の降り方は局地化・集中化・激甚化しており、さらに今後、地球温暖化に伴う気候変動により、極端な降水がより強く、より頻繁になる可能性が非常に高いと予測されている。このため、年間降水量が多く、台風の影響を受けやすい本県においても、水害、土砂災害が頻発化・激甚化することが懸念される。

さらに、火山災害についても、新燃岳の噴火に見られるように、霧島山系は現在も活発な火山活動状態にあり、その対策が必要となっている。

このため、防災・減災対策の強化とともに、災害リスクの高い地域の土地利用の適切な制限や、より安全な地域への諸機能や居住の誘導など、安全性を優

先的に考慮する県土利用への転換を進めていくことが必要となっている。

また、都市においては、地震等に対して延焼危険性や避難困難性の高い住宅密集地への対応も重要な課題となっている。農山漁村においても、県土管理水準の低下に伴う県土保全機能の低下が懸念されている。

安全・安心は、すべての活動の基盤であることから、従来の防災・減災対策に加え、県土利用においても、災害が発生しても人命を守り、経済社会が致命的なダメージを受けず、被害を最小化し、すみやかに復旧・復興できる県土の構築に向けた県土強靱化の取組を進めていくことが必要である。

ウ 県土利用の基本方針

イで示した課題に取り組むため、本計画では、「適切な県土管理を実現する県土利用」、「自然環境と美しい景観を保全・再生・活用する県土利用」、「安全と安心を実現する県土利用」の3つを基本方針として、県土の安全性を高め持続可能で豊かな県土を形成する県土利用を目指す。

また、本県の強みである第一次産業の成長産業化などによる経済的な豊かさと、人の絆や自然との共生など、お金に代えられない価値との両方が調和した「新しいゆたかさ」を実現するための県土利用を進める。

なお、人口減少社会において、このような県土利用を実現するための方策についても、その考え方を示す。

(ア) 適切な県土管理を実現する県土利用

適切な県土管理を実現する県土利用については、人口減少下においても増加している都市的土地利用において、地域の状況等も踏まえつつ、行政、医療・介護、福祉、商業等の都市機能等を中心部や生活拠点等に集約化し、郊外部への市街地の拡大を抑制する。都市機能等を集約化する中心部では、低・未利用地や空き家を有効利用すること等により、市街地の活性化と土地利用の効率化を図る。

一方、都市機能等を集約化する地域の外側では、これに応じた公共サービスのあり方や、公園、農地、森林等の整備及び自然環境の再生などの新たな土地利用等を勘案しつつ、地域の状況に応じた対応を進める。また、ひとつの地域だけでは十分な機能を備えることが難しい場合には、地域の状況を踏まえ、地域がネットワークで結ばれることによって必要な機能を享受する取組を進める。

農林業的土地利用については、食料の安定供給に不可欠な優良農地を確保し、県土保全等の多面的機能等を持続的に発揮させるために良好な管理を行うとともに、農業の担い手への農地集積・集約を進めることなどを通じて、荒廃農地の発生防止及び解消と効率的な利用を図る。また、森林資源の循環利用や県土の保全、水源の涵養等に重要な役割を果たす森林の適切な整備及び保全を進め

る。

水循環については、都市的土地利用と農林業的土地利用、自然的土地利用を通じた、都市における雨水の貯留・涵養^{かんよう}の推進や農地、森林の適切な管理など、流域の総合的かつ一体的な管理等により、健全な水循環の維持又は回復を図る。

大規模太陽光発電施設などの再生可能エネルギー関連施設の設置に際しては、周辺の土地利用状況や自然環境、景観、防災等に特に配慮する。

なお、森林、原野等、農地、宅地等の相互の土地利用の転換については、人口減少下においても一定量が見込まれるが、土地利用の可逆性が低いことに加え、生態系や健全な水循環、景観等にも影響を与えることから、土地利用の転換は慎重な配慮の下で計画的に行うことが重要である。

さらに、土地の所有者が、所有地の良好な管理と有効利用に努めることを基本としつつ、所有者が管理・利用できない場合や所有者の所在の把握が難しい場合には、所有者以外の者の管理・利用を促進するなど、「所有から利用へ」の観点に立った方策を検討することも必要である。

(イ) 自然環境と美しい景観を保全・再生・活用する県土利用

自然環境と美しい景観等を保全・再生・活用する県土利用については、将来にわたり保全すべき自然環境や優れた自然条件を有している地域を核として、気候変動による影響も考慮しつつ、自然環境の保全・再生を進め、森・里・川・海の連環による生態系ネットワークの形成を図り、県民の福利や地域づくりに資する形での活用を推進する。なお、その際には、県土を形づくり、県民生活の基盤となる生物多様性及び生態系サービスの保全と持続可能な利用を基本とする。

自然環境の活用については、持続可能で魅力ある県土づくりや地域づくりを進めるため、社会資本整備や土地利用において、自然環境の有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用したグリーンインフラなどの取組を推進する。また、地域におけるバイオマス等の再生可能な資源やエネルギーの確保と循環的な利活用に努めるとともに、このような資源を生み出す里地里山等の良好な管理と資源の利活用に係る知恵や技術を継承する。さらに、自然公園などの自然資源や、農山漁村における緑豊かな環境、人と地域の自然との関わりの中ではぐくまれた伝統や文化等を活かした観光や産品による雇用の創出及び経済循環を通じて、都市や農山漁村など、様々な地域間相互の対流を促進するとともに、地域への移住や「二地域居住」など都市から地域への人の流れの拡大を図る。

これらに加え、美しい宮崎づくり推進条例に基づき、美しい農山漁村、集落やまちなみ、魅力ある都市空間や水辺空間など、地域の個性ある美しい景観を保全・創出・活用することにより、魅力ある地域づくりを進める。特に、綾及び祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク、高千穂郷・椎葉山地域世界農業遺産な

どの地域資源ブランドを活用し、関係自治体等と連携した普及啓発活動や県内外への情報発信を行い、貴重な自然環境等の保護・保全や次世代への継承を図るとともに、一層の地域活性化に取り組む。

あわせて、地球温暖化への対応や水環境の改善等の観点から健全な水循環を維持し、又は回復するための取組を進める。

その際、県土には希少種等を含む様々な野生生物が生息・生育していることを踏まえつつ、外来種対策、野生鳥獣被害対策の推進など、生物多様性の確保と人間社会の調和を図ることなどを通じ、生物多様性に関する取組を社会に浸透させ、自然環境を保全・再生・活用する県土利用を進める。

(ウ) 安全と安心を実現する県土利用

安全と安心を実現する県土利用については、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた防災・減災対策を実施するとともに、災害リスクの把握及び周知を図った上で、災害リスクの高い地域については、土地利用を適切に制限することが必要である。その際、規制の対象となる建築物の用途や構造が災害の特性や地域の状況等に即したものとなるよう配慮する。同時に、中長期的な視点から、高齢者施設等の要配慮者利用施設や災害時に重要な役割が期待される公共施設等について災害リスクの低い地域への立地を促すことにより、より安全な地域への居住を誘導する取組を進めることも重要である。

また、経済社会上、重要な役割を果たす諸機能の適正な配置やバックアップを推進するとともに、交通、エネルギーやライフライン等の多重性・代替性を確保する。その他、被害拡大の防止、仮置場などの復旧復興の備えとしてのオープンスペースの確保、農地の保全管理、森林やその他の生態系の持つ県土保全機能の向上など、地域レベルから県土レベルまでのそれぞれの段階における取組を通じて県土利用の面からも県土の安全性を高め、災害に強くしなやかな県土を構築する。

(エ) 複合的な施策の推進と県土の選択的な利用

このような取組を進めるに当たっては、今後、人口減少や財政的な制約が継続する中で、すべての土地について、これまでと同様の労力や費用を投下し、管理することは困難になることを想定しておく必要がある。特に、人為的に管理された土地は、放棄されれば自然に戻らず荒廃する可能性もあることから、県土を荒廃させない取組を進めていくことが一層重要になる。

県土の適切な管理は、県土保全、生物多様性の保全、健全な水循環の維持又は回復等を通じて、防災・減災や自然との共生等を促進する効果に加え、これらを通じた持続可能な地域づくりにも効果を発揮する。今後は、自然と調和した防災・減災の促進など、複合的な効果をもたらす施策を積極的に進め、県土に多面的な機能を発揮させることで、土地の利用価値を高め、人口減少下にお

いても、県土の適切な管理を行っていくことが必要である。

また、適切な管理を続けることが困難な中山間地域の荒廃農地などの土地については、それぞれの地域の状況に応じて、管理コストを低減させる工夫とともに、森林など新たな生産の場としての活用や、過去に損なわれた湿地などの自然環境の再生、希少野生生物の生息地等としての活用など新たな用途を見いだすことで県土を荒廃させず、むしろ県民にとってプラスに働くような最適な県土利用を選択するよう努める。

(オ) 多様な主体による県土管理

これらの取組は、各地域を取り巻く自然や社会、経済、文化的条件等を踏まえ、地域の発意と合意形成を基礎とする土地利用との総合的な調整の上に実現される。このため、地域住民や市町村など、地域の様々な主体が自らの地域の土地利用や地域資源の管理のあり方等について検討するなど、地域主体の取組を促進することが重要である。

特に、県土管理については、このような地域による取組を基本としつつ、県土の多面的な価値に応じた公による管理と合わせ、水資源や農林水産資源など良好な県土の恵みを享受する都市住民や民間企業等の多様な主体の参画を進める。急激な人口減少下においては、将来的には無居住化する地域が拡大することも想定されることから、県民一人ひとりが県土に関心を持ち、その管理の一端を担う県民の参加による県土管理を進めていくことが、一層重要となる。

(2) 地域類型別の県土利用の基本方向

県土の利用に当たっては、各土地利用を個別にとらえるだけでなく、複数の用途が複合する土地利用を地域類型としてとらえた土地利用の検討が重要であることから、代表的な地域類型として、都市、農山漁村、自然維持地域の県土利用の基本方向を以下のとおりとする。なお、地域類型別の県土利用に当たっては、相互の関係性にかんがみ、相互の機能分担や交流といった地域類型間のつながりを双方向的に考慮することが重要である。

ア 都市

都市部やその郊外等においては、人口減少下においても必要な都市機能を確保するとともに、むしろこの機会をとらえて環境負荷の少ない安全で暮らしやすい都市の形成を目指すことが重要である。このため、地域の状況等も踏まえつつ、都市機能等を中心部や生活拠点等に集約化するとともに、郊外に拡大してきた市街地についても、今以上の拡散を抑制し可能な限り集約するように誘導していく。その際、低・未利用地や空き家等の有効利用などにより土地利用の効率化を図る。特に、空き家については、一層の有効利用を図る必要がある。

また、地域の合意を踏まえ、災害リスクの高い地域の都市化の抑制や既に主要な都市機能が災害リスクの高い場所に立地している場合は、耐震化等により安全性の向上を促進していくことに加え、災害時の避難場所及びオープンスペースの確保に配慮しつつ、より安全な地域に集約を図ることも重要である。都市機能等を集約化する地域の外側についても、公共サービスのあり方や土地利用等について地域の状況に応じた対応を行う。これらの取組により、より安全で環境負荷の低いまちづくりを進めるとともに、公共交通の利用環境やバリアフリーの推進等による居住環境の向上などにより、高齢化にも対応した歩いて暮らせるまちづくりなど、地域住民にとってもメリットを実感できるまちづくりを実現する。

さらに、都市機能等を集約化した都市間のネットワークを充実させることによって、拠点性を有する複数の都市や周辺の農山漁村の相互の機能分担や対流を促進することを通じ、効率的な土地利用を図り、新たな土地需要がある場合には、既存の低・未利用地の再利用を優先させる一方、農林業的土地利用、自然的土地利用からの転換については、県の施策等と調整の上、可能な限り抑制を図る。

都市防災については、地震等に対して延焼危険性や避難困難性の高い住宅密集地における安全性の向上の推進とともに、諸機能の分散配置やバックアップの整備、地域防災拠点の整備、オープンスペースの確保、交通・エネルギー・ライフラインの多重性・代替性の確保等により、災害に対する安全性を高め、災害に強い都市構造・県土構造の形成を図る。

また、健全な水循環の維持又は回復や資源・エネルギー利用の効率化等により、都市活動による環境への負荷の小さい都市の形成を図る。さらに、美しく良好なまちなみ景観の形成、豊かな居住環境の創出、緑地及び水辺空間による生態系ネ

ネットワークの形成等を通じた自然環境の保全・再生等により、美しくゆとりある環境の形成を図る。

イ 農山漁村

農山漁村は、生産と生活の場であるだけでなく、豊かな自然環境や美しい景観、水源の涵養など都市にとっても重要な様々な機能を有する。このため、農山漁村が県民共通の財産であるという認識の下、地域特性を踏まえた良好な生活環境を整備するとともに、6次産業化などによる農林水産物の高付加価値化や新たな木材需要の創出等を通じた農林水産業の成長産業化等によって雇用促進や所得向上を図り、総合的に就業機会を確保すること等により、健全な地域社会を築く。また、人口の急激な減少により地域活動や生活サービス機能などの維持が困難になると懸念される中山間地域等の集落地域では、計画的な土地利用と併せて、住民との協働により「小さな拠点」の形成をはじめとした集落のネットワーク化を促進していくことが望まれる。

このような取組とともに、健全な水循環の維持又は回復、農業の担い手への農地の集積・集約、農地の良好な管理、野生鳥獣被害への対応、森林資源の循環利用や森林の適切な整備及び保全を進めること等により、農山漁村における集落を維持し、良好な県土管理を継続させるとともに美しい景観を保全・創出する。同時に、長い歴史の中で農林業など人間の働きかけを通じて形成させてきた里地里山などの二次的自然に適応した野生生物の生息・生育環境を適切に維持管理するとともに、「田園回帰」の流れも踏まえつつ、都市との機能分担や地方への移住・二地域居住などを含む共生・対流を促進する。

このような県土管理の取組は、農山漁村において地域資源と再生可能エネルギーを持続的に利活用する仕組みを構築することにもつながり、これにより、地域経済の活性化や災害リスクの低減、さらには災害時における被災地への食料供給等にも貢献することが期待される。

農地と宅地が混在する地域においては、地域住民の意向に配慮しつつ、農村地域の特性に応じた良好な生産及び生活環境の一体的な形成を進め、農業生産活動と地域住民の生活環境が調和するよう、地域の状況に応じた計画的かつ適切な土地利用を図る。

ウ 自然維持地域

高い価値を有する原生的な自然地域、野生生物の重要な生息・生育地及び優れた自然の風景地など、自然環境を保全、維持すべき地域については、都市や農山漁村を含めた生態系ネットワークの中核的な役割を果たすことから、野生生物の生息・成育空間の適切な配置や連続性を確保し、これにより気候変動へ順応性の高い生態系の確保を図りつつ、自然環境が劣化している場合は再生を図ること等により、適正に保全する。その際、外来種の侵入や野生鳥獣被害等の防止に努め

るとともに、自然環境データの整備等を総合的に図る。また、適正な管理の下で、自然の特性を踏まえつつ自然体験・学習等の自然とのふれあいの場としての利用を図るなど、都市や農山漁村との適切な関係の構築を通じて、生物多様性に関する取組を社会に浸透させ、自然環境の保全・再生・活用を進める。

(3) 利用区分別の県土利用の基本方向

利用区分別の県土利用の基本方向は以下のとおりとする。なお、各利用区分を個別にとらえるだけでなく、相互の関連性にも十分留意する必要がある。

ア 農地

農地は県民生活を支える食料等の生産基盤であることから、食料の安定供給に不可欠な優良農地の確保を図る。また、不断の良好な管理を通じて県土保全や自然環境保全等の農業の有する多面的機能の維持・発揮を図るとともに、環境への負荷の低減に配慮した農業生産の推進を図る。その際、農業生産の効率を高め、安定した農業の担い手を確保するため、農地の大区画化等や農地中間管理機構等の活用による農地の集積・集約を推進するとともに、担い手に集中する水路等の管理を地域コミュニティで支える活動を支援する。

中山間地域などの条件不利地域では、地域ぐるみの農地等の管理に加え、他の地域の担い手が農地管理を行う「通い耕作」といった営農形態や都市と農村の共生・対流など地域間の対流の促進による管理も含め、地域の状況に応じた多様な主体による役割分担のあり方について検討する。

市街化区域内農地については、良好な都市環境の形成及び災害時の防災空間の確保の観点からも、計画的な保全と利用を図る。

イ 森林

森林については、温室効果ガス吸収源対策、生物多様性保全への対応、国内外の木材の需要動向等を踏まえ、県土の保全、水源の涵養^{かんよう}などに重要な役割を果たす森林の整備及び保全を進める。その際、森林境界の明確化、施業や経営の委託等を含め、所有者の責任で適切な森林の整備及び保全を図るとともに、急傾斜地等の立地条件が悪い森林等においては、公的な関与による整備及び保全を推進する。さらに、企業など多様な主体による整備及び保全についても促進する。

また、戦後に植林した森林が本格的な利用期を迎えていることから、この機会をとらえ、将来にわたり森林がその多面的機能を発揮できるよう、伐採後の森林における再造林の着実な実施や県産材の利用拡大等を通じた森林資源の循環利用、適切な森林整備及び保全を推進する。

都市及びその周辺の森林については、良好な生活環境を確保するため、積極的に緑地としての保全及び整備を図るとともに、農山漁村集落周辺の森林については、地域社会の活性化に加え多様な県民的要請に配慮しつつ、適正な利用を図る。さらに、原生的な森林や希少な野生生物が生息・生育する森林等自然環境の保全を図るべき森林については、その適正な維持・管理を図る。

ウ 原野等

原野等のうち、湿原、草原、水辺植生、野生生物の生息・生育地等貴重な自然環境を形成しているものについては、生態系及び景観の維持等の観点から保全を基本とし、劣化している場合は再生を図る。その他の原野及び採草放牧地については、地域の自然環境を形成する機能に十分配慮しつつ、適正な利用を図る。

エ 水面・河川・水路

水面・河川・水路については、地域における安全性向上のための河川等の整備と適切な管理、より安定した水供給のための水資源開発、水力発電開発、農業用排水施設の整備等に要する用地の確保を図るとともに、施設の適切な維持管理・更新や水面の適正な利用を通じて、既存用地の持続的な利用を図る。

また、水系は生態系ネットワークの重要な基軸となっていることを踏まえ、これらの整備に当たっては、河川の土砂供給や栄養塩類の循環、水質汚濁負荷など、流域の特性に応じた健全な水循環の維持又は回復等を通じ、自然環境の保全・再生に配慮するとともに、自然の水質浄化作用、多様な野生生物が生息・生育・繁殖できる環境、魅力ある水辺空間、都市における貴重なオープンスペース及び熱環境改善等多様な機能の維持・向上を図る。

オ 道路

道路のうち、一般道路については、地域間の対流を促進するとともに、災害時における輸送の多重性・代替性を確保し、県土の有効利用及び安全・安心な生活・生産基盤の整備を進めるため、必要な用地の確保を図るとともに、施設の適切な維持管理・更新を通じて、既存用地の有効利用を図る。また、整備に当たっては、道路の安全性、快適性及び防災機能の向上に配慮するとともに、環境の保全にも十分配慮することとし、特に市街地においては、道路緑化の推進等により良好な沿道環境の保全・創造に努める。

農道及び林道については、農林業の生産性向上並びに農地及び森林の適正な管理を図るため、必要な用地の確保を図るとともに、施設の適切な維持管理・更新を通じて既存用地の持続的な利用を図る。その整備に当たっては、自然環境の保全に十分配慮する。

カ 住宅地

住宅地については、人口減少社会に対応した秩序ある市街地形成や豊かな住生活の実現の観点から、住宅周辺の生活関連施設の整備を計画的に進めながら、耐震・環境性能を含めた住宅ストックの質の向上を図り、良好な居住環境を形成する。その際、地域の状況を踏まえつつ、都市機能等を中心部や生活拠点等に集約したり、災害リスクの高い地域での整備を適切に制限する。

住宅地の整備に際しては、世帯数が計画期間中に減少に転じると見込まれるた

め、土地利用の高度化、低・未利用地や空き地の有効利用及び既存住宅ストックの有効活用を優先し、自然的土地利用等からの転換は抑制しつつ、必要な用地を確保する。

キ 工業用地

工業用地については、グローバル化や情報化の進展等にもなう工場の立地動向、産業・物流インフラの整備状況及び地域産業活性化の動向等を踏まえ、環境の保全等に配慮しつつ、必要な用地の確保を図る。

また、工場移転や業種転換等にもなつて生ずる工場跡地については、土壌汚染調査や対策を促進するとともに、良好な都市環境の整備等のため、有効利用を図る。さらに、工場内の緑地、水域やビオトープなどが希少な植物や水生生物等の生育・生息環境となっている場合もあるため、その保全に配慮するとともに、企業等による自主的な取組も重要である。

ク その他の宅地

その他の宅地については、市街地の再開発などによる土地利用の高度化、都市機能等の集約化に向けた諸施設の中心部や生活拠点等への集約、災害リスクの高い地域への立地抑制及び良好な環境の形成に配慮しつつ、事務所・店舗用地について、経済のソフト化・サービス化の進展等に対応して、必要な用地の確保を図る。また、大規模集客施設の立地については、都市構造への広域的な影響や地域の景観との調和等を踏まえ、地域の判断を反映した適正な立地を確保する。公共施設については、建て替えなどの機会をとらえ、地域の災害リスクに十分配慮しつつ、中心部等での立地を促進させることにより、災害時の機能を確保するとともに、より安全な地域への都市機能等の集約化を促進させる。

ケ その他（公用・公共用施設の用地）

以上のほか、文教施設、公園緑地、交通施設、環境衛生施設、厚生福祉施設等の公用・公共用施設の用地については、県民生活上の重要性とニーズの多様化を踏まえ、環境の保全に配慮して、必要な用地の確保を図る。また、施設の整備に当たっては、耐災性の確保と災害時における施設の活用に配慮するとともに、施設の拡散を防ぐ観点から空き家・空店舗の再生利用や街なか立地に配慮する。

コ その他（低・未利用地）

低・未利用地のうち、工場跡地など都市の低・未利用地は、居住用地や事業用地等としての再利用を図るほか、公共用施設用地や避難地等の防災用地、自然再生のためのオープンスペース等、居住環境の向上や地域の活性化に資する観点から積極的な活用を図る。

農山漁村の荒廃農地は、作付・再生可能なものについては所有者等による適切

な管理に加え、多様な主体の直接的・間接的な参加の促進等により、農地としての活用を積極的に図る。再生困難な荒廃農地については、それぞれの地域の状況に応じて森林等新たな生産の場としての活用や、自然環境の再生を含め農地以外への転換を推進する。

また、比較的大規模な跡地は、森林への転換を進めるほか、周辺の自然環境や景観等への影響や災害リスク、地形等へ配慮しつつ、有効利用を図る。その際、近隣地域住民の生活環境と調和するよう、用途や撤退時の対応等を含め地域の状況に応じた計画的かつ適切な土地利用を図る。

サ その他（沿岸域）

沿岸域については、漁業、海上交通、レクリエーション等各種利用への多様な期待があることから、自然的・地域的特性及び経済的・社会的動向を踏まえ、海域と陸域との一体性に配慮しつつ、長期的視点に立った総合的利用を図る。この場合、環境の保全と県民に解放された親水空間としての適正な利用や津波・高潮等の災害リスクに配慮する。

また、沿岸域は、陸域と海域の相互作用により特有の生態系を有しているため、多様な藻場・干潟、サンゴ礁などを含む浅海域や海岸等の自然環境の保全・再生により、沿岸域の有する生物多様性の確保を図るとともに良好な景観を保全・再生する。併せて漂着ごみ対策、汚濁負荷対策を図り、漂流・海底ごみ対策の推進を図るよう努めるとともに、県土の保全と安全性の向上に資するため、海岸の保全を進める。

2. 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

(1) 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

ア 計画の目標年次は、平成39年とし、基準年次は平成27年とする。

イ 県土の利用に関して基礎的な前提となる人口と一般世帯数については、平成39年において、それぞれおよそ103万人、およそ44万世帯と想定する。

ウ 県土の利用区分は、農地、森林、宅地等の地目別区分とする。

エ 県土の利用区分ごとの規模の目標については、将来人口や各種計画等を前提として、利用区分別の県土の利用の現況と変化についての調査に基づき、利用区分別に必要な土地面積を予測し、土地利用の実態との調整を行い、定めるものとする。

オ 県土の利用の基本構想に基づく平成39年の利用区分ごとの規模の目標は、次表のとおりである。

カ なお、以下の数値については、今後の経済社会の不確定さなどにかんがみ、弾力的に理解されるべき性格のものである。

表 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

(単位：ha、%)

区 分	平成27年	平成39年	構成比	
			27年	39年
農 地	67,900	66,500	8.8	8.6
森 林	585,872	585,800	75.7	75.7
原 野 等	2,052	2,000	0.3	0.3
水面・河川・水路	22,648	22,600	2.9	2.9
道 路	25,925	27,000	3.4	3.5
宅 地	27,219	27,500	3.5	3.6
住 宅 地	17,545	17,800	2.3	2.3
工 業 用 地	1,296	1,300	0.2	0.2
その他の宅地	8,378	8,400	1.1	1.1
そ の 他	41,915	42,131	5.4	5.4
合 計	773,531	773,531	100.0	100.0

注 道路は、一般道路並びに農道及び林道である。

(2) 地域別の概要

ア 地域別の利用区分ごとの規模の目標を定めるに当たっては、土地、水、自然などの県土資源の有限性を踏まえ、地域の個性や多様性を活かしつつ地域間の均衡ある発展を図る見地から、必要な基礎条件を整備し、県土全体の調和ある有効利用とともに環境の保全が図られるよう、適切に対処しなければならない。

イ 地域の区分は、自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件等を勘案して、県北地域、県央地域、県南地域の三分区とする。

県北地域は、延岡市、日向市、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町の2市5町2村である。

県央地域は、宮崎市、西都市、国富町、綾町、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町の2市7町1村である。

県南地域は、都城市、日南市、小林市、串間市、えびの市、三股町、高原町の5市2町である。

ウ 計画の目標年次、基準年次、県土の利用区分及び利用区分ごとの規模の目標を定める方法は、(1)に準ずるものとする。平成39年における県北地域の人口はおよそ21万人程度、県央地域の人口はおよそ51万人程度、県南地域の人口はおよそ31万人程度を前提とする。

エ 平成39年における県土の利用区分ごとの規模の目標の地域別の概要は、次のとおりである。

(ア) 農地については、宅地等への転換等によって減少傾向にあるものの、効率的な利用や荒廃農地の再生に努めることにより、県北地域で9,801ha程度、県央地域で24,781ha程度、県南地域で31,918ha程度となる。

(イ) 森林については、今後も県土の保全や水源の涵養に重要な役割を果たす森林の整備・保全が必要になるとの考えから、現状を維持するものと見込まれ、県北地域で277,154ha程度、県央地域で133,664ha程度、県南地域で174,982ha程度となる。

(ウ) 原野については、生態系保全の上でも重要であり、一定の保全を図る必要があることから、現状を維持するものと見込まれ、県北地域で406ha程度、県央地域で729ha程度、県南地域で865ha程度となる。

(エ) 水面・河川・水路については、河川改修等がほぼ現状通りで推移するものと見込まれ、県北地域で5,811ha程度、県央地域で10,030ha程度、県南地域で6,759ha程度となる。

(オ) 道路については、一般道路や農林道の必要な用地の確保及び適切な維持・更新を図ることとし、県北地域で8,164ha程度、県央地域で8,709ha程度、県南地域で10,127ha程度となる。

(カ) 宅地のうち、住宅地については、人口・総世帯数の減少が見込まれることから、各地域とも増勢が鈍化するものと見込まれ、県北地域で3,118ha程度、県央地域で7,044ha程度、県南地域で7,638ha程度となる。

工業用地については、新たな工場等の立地動向を踏まえ、必要な用地の確保を図ることとし、県北地域で466ha程度、県央地域で340ha程度、県南地域で494ha程度となる。

その他の宅地については、人口減少に伴う都市機能等の集約化や、土地利用の効率化により増勢が鈍化するものと見込まれ、県北地域で1,491ha程度、県央地域で3,103ha程度、県南地域で3,806ha程度となる。

(キ) その他については、他の土地利用の動向を踏まえて、各地域とも増加するものと見込まれ、県北地域で12,455ha程度、県央地域で13,832ha程度、県南地域で15,844ha程度となる。

(ク) 上記利用区分別の規模の目標については、ウで前提とした地域別の人口に関して、なお変動があることも予想されるので、流動的な要素があることを留意しておく必要がある。

3. 2. に掲げる目標を達成するために必要な措置の概要

県土の利用は、本計画に基づき、公共の福祉を優先させるとともに、地域をとりまく自然や社会、経済、文化的条件等を踏まえて総合的かつ計画的に進める必要がある。このため、土地の所有者は、良好な土地管理と有効な土地利用に努めるとともに、県等は、各種の規制措置、誘導措置等を通じた総合的な対策を実施する。なお、本計画は、国、県、市町村等の公的主体に加え、地域住民や民間企業、NPO、学術研究者などの多様な主体の活動により実現される。以下に掲げる措置は、それら多様な主体の参画と、各主体間の適切な役割分担に基づき実施されるものである。

(1) 土地利用関連法制等の適切な運用

国土利用計画法及びこれに関連する土地利用関係法の適切な運用並びに本計画、同市町村計画など、土地利用に関する計画による土地利用の計画的な調整を通じ、適正な土地利用の確保と県土資源の適切な管理を図る。特に、土地利用基本計画においては、県は地域が主体となった土地利用を推進するための基礎自治体である市町村の意向を十分踏まえるとともに、土地利用の影響の広域性を踏まえた関係機関相互間の適切な調整を図ることにより、土地利用の総合調整を行う。

(2) 県土の保全と安全性の確保

ア 自然災害への対応

県土の保全と安全性の確保のため、自然災害への対応として、流域内の土地利用との調和、生態系の有する多様な機能の活用等にも配慮した治水施設等の整備を通じ、より安全な県土利用への誘導を図るとともに、県土保全施設の整備と維持管理を推進する。

また、より安全な地域への居住等の誘導に向け、災害リスクの高い地域の把握、公表を積極的に行うとともに、地域の状況等を踏まえつつ、災害リスクの低い地域への公共施設等の立地による誘導や、関係法令に基づいた土地利用制限を行う規制区域の指定を促進する。加えて、主体的な避難を促進する観点から、ハザードマップの作成、配布や防災教育の体系的な実施、避難訓練等を推進する。

さらに、渇水等に備えるためにも、水の効率的な利用と有効利用、水インフラ（河川管理施設、水力発電施設、農業水利施設、工業用水道施設、水道施設、下水道施設等）の適切かつ戦略的な維持管理・更新や安定した水資源の確保のための総合的な対策を推進する。

イ 森林の持つ県土保全機能の向上

森林の持つ県土保全と安全性の確保に果たす機能の向上を図るため、適切な保育、間伐などの森林整備を推進するとともに、山地災害の発生の危険性が高い地区の的確な把握に努め、保安林の適切な指定・管理や治山施設の整備等を推進す

る。その際、流域保全の観点からの関係機関との連携や地域における避難体制の整備などのソフト対策との連携を通じた効果的な事業の実施を図る。

ウ ライフライン等の安全性の確保

中枢管理機能やライフライン等の安全性を高めるため、代替機能や各種データのバックアップ体制の整備等を推進するとともに、基幹的交通、エネルギー供給拠点、電力供給ネットワーク、通信ネットワーク及び上下水道等の多重性・代替性の確保を図る。

エ 都市の安全性の向上

都市における安全性を高めるため、市街地等において、津波による甚大な被害が想定される地域における拠点市街地等の整備、公園・街路等の活用による避難地・避難路の整備、住宅・建築物の耐震化、災害時の業務継続に必要なエネルギーの自立化・多重化、及び道路における無電柱化などの対策を進める。

(3) 持続可能な県土の管理

ア 都市機能等の集約化

都市機能等の集約化に向け、地域の状況に応じ、行政、医療・介護、福祉、商業等の都市機能等の都市中心部や生活拠点への誘導等を促進する。また、高齢者等の移動手段が確保されたまちづくりを進めるとともに、公共交通機関の再生・活性化等によるネットワークの整備を行う。生活サービス機能の維持等が困難となることが懸念される中山間地域等では、「小さな拠点」の形成をはじめとした集落のネットワーク化を促進する。

イ 優良農地の確保、農地の集積・集約化

食料の安定供給に不可欠な優良農地を確保するとともに県土保全等の多面的機能を発揮させるため、農業の担い手の育成・確保と営農等の効率化に向けて農地の大区画化等の農業生産基盤の整備や農地中間管理機構等を活用した農地の集積・集約を推進するとともに、担い手に集中する水路等の管理を地域コミュニティで支える活動を支援する。また、利用度の低い農地について、農地のリース方式の活用や、不作付地の解消、裏作作付の積極的拡大等、有効利用を図るために必要な措置を講ずる。さらに、農業の雇用促進と6次産業化などによる農林水産物の高付加価値化の取組等を支援する。

ウ 持続可能な森林管理

持続可能な森林管理のため、CLT（直交集成板）などの新たな木材製品の普及による木材需要の創出、施業集約化の加速化や地域の状況に応じた路網整備等による県産材の安定的かつ効率的な供給体制の構築並びに再造林、間伐等の森林

の適切な整備及び保全等を通じ、林業の成長産業化を進める。

エ 健全な水循環の維持・回復

健全な水循環の維持又は回復のため、関係者の連携による流域の総合的かつ一体的な管理、貯留・涵養機能^{かんよう}の維持及び向上、安定した水供給・排水の確保、持続可能な地下水の保全と利用の促進、地球温暖化に伴う気候変動への対応、水環境の改善等の施策を総合的かつ一体的に進める。

オ 海岸の保全

海岸の保全を図るため、海岸侵食対策や下流への土砂供給など山地から海岸までの一貫した総合的な土砂管理の取組の推進等を通じて、土砂の移動等により形成される美しい山河や白砂青松の海岸の保全・再生を図る。土砂採取に当たっては、環境・景観保全や経済社会活動などに配慮しつつ適切に行う。

カ 自然と調和した景観の維持・形成

美しく魅力あるまちなみ景観や水辺空間の保全・再生・創出、地域の歴史や文化に根ざした自然環境と調和した良好な景観の維持・形成を図る。また、歴史的風土の保存を図るため開発行為等の規制を行う。

(4) 自然環境の保全・再生・活用と生物多様性の確保

ア 原生的な自然の保全

高い価値を有する原生的な自然については、公有地化や厳格な行為規制等により厳正な保全を図る。野生生物の生息・生育、自然風景、希少性等の観点からみて優れている自然については、行為規制等により適正な保全を図る。二次的な自然については、適切な農林漁業活動や民間・NPO等による保全活動の促進や支援の仕組みづくり、必要な施設の整備等を通じて自然環境の維持・形成を図る。自然が劣化・減少した地域については、自然の再生・創出により質的向上・量的確保を図る。

イ 希少種等の野生生物に配慮した土地利用の推進

県土には希少種等を含む様々な野生生物が生息・生育していることも踏まえ、原生的な自然環境だけでなく、農地、荒廃農地等においても希少種等の野生生物に配慮した土地利用を推進するとともに、工場緑地等において企業等による自主的な取組を促進する。

ウ 生態系ネットワークの形成

森・里・川・海の連環による生態系ネットワークの形成のため、流域レベルや地域レベルなど空間的なまとまりやつながりに着目した生態系の保全・再生を進

める。また、生物多様性に関する新たな知見やフィールド検証等を踏まえて、人口減少に伴い利用されなくなった土地についても自然再生等により活用する。これらを含めた全国、広域圏、県、市町村など様々な空間レベルにおける生態系ネットワークの形成に関する計画を段階的・有機的に形づくることにより、県土全体の生態系ネットワークの形成へつなげる。

エ 自然環境等の調査・研究

自然環境及び生物多様性に関しては、その保全を進めるため、生態系や種の分布等の変化の状況をよりの確に把握するためのモニタリングや、県民の生命や生活の基盤となる生物多様性及び生態系サービスへの影響を把握するための調査・研究を推進する。

オ 自然資源を活かした地域産業の促進

国立公園や国定公園などの優れた自然の風景地や地域固有の自然生態系、自然に根ざした地域の文化は、観光資源として極めて高い価値を有している。このため、これらの自然資源を活かしたエコツーリズムの推進に加え、環境に配慮して生産された産品、地域の自然によりはぐくまれた伝統、文化等の活用により、観光をはじめとした地域産業を促進する。また、国内はもとより訪日外国人の関心も高いことから、多言語化を含む戦略的な情報発信及び受入環境の整備により、国立公園やユネスコエコパーク、世界農業遺産、ジオパークなどの地域資源ブランドを活かした国内外の観光客の増加を図る。

カ 野生鳥獣による被害防止

野生鳥獣による被害防止のため、侵入防止柵等の整備、被害状況に応じた適切な捕獲、鳥獣の保護・管理を行う人材育成等を推進する。また、侵略的外来種の定着、拡大を防ぐため、完全排除を基本としつつ、国、県、市町村、民間団体、土地所有者等の関係者が連携して計画的な防除に努める。

キ 環境負荷の小さな土地利用の推進

ヒートアイランド現象や地球温暖化等への対策を加速させるため、複数施設等への効率的なエネルギーの供給、太陽光・バイオマス等の再生可能エネルギーの面的導入、都市における緑地・水面等の効率的な配置など環境負荷の小さな土地利用を図る。また、森林整備等の森林吸収源対策の着実な実施に取り組む。さらに、公共交通機関の整備・利用促進や円滑な交通体系の構築、低炭素型物流体系の形成などを進める。

ク 生活環境の保全

県民の健康の保護及び生活環境の保全を図るため、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、悪臭等に対して引き続き対策を行う。住宅地周辺においては、工場・事業所等からの騒音、悪臭等による県民の生活環境への影響を配慮した計画及び操業とすることを推進する。特に、閉鎖的水域に流入する流域において、水質保全に資するよう、生活排水や工場・事業場排水等の点源負荷及び市街地、農地等からの面源負荷の削減対策や適切な栄養塩類濃度を維持する管理など、総合的な水質改善対策を推進し、健全な水循環の構築を図る。

ケ 循環型社会の形成

循環型社会の形成に向け、ごみになるものを断る（リフューズ）、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）を一層進める等、持続可能な資源利用を推進する。また、発生した廃棄物の適正な処理を行うための広域的・総合的なシステムを形成するため、環境の保全に十分配慮しつつ、必要な用地の確保を図る。さらに、廃棄物の不法投棄等の不適正処理の防止と適切かつ迅速な原状回復に努める。

（５）土地の有効利用の促進

ア 低・未利用地の活用

市街地における低・未利用地及び空き家等を含む既存住宅ストック等の有効利用を図る。特に、空き家等については、所在地の把握や所有者の特定など実態を把握した上で、空き家バンク等による所有者と入居希望者とのマッチングや空き家等の居住環境の改善及び地域の活性化に資する施設等に改修するなど利活用を促進する。また、倒壊等の著しい危険がある空き家等については、除却等の措置を進める。改修や除却については、支援措置を充実させていくことも重要である。あわせて、住宅の長寿命化や中古住宅の市場整備等を推進することにより、既存住宅ストックの有効利用を進める。

都市近郊や中山間部における低・未利用地については、自然環境や農業環境の保全に努めるとともに、各土地利用関係法を適切に運用しながら、地域の状況に応じた有効活用を検討する。

イ 道路空間の有効利用

道路については、無電柱化、既存道路空間の再配分などにより、道路空間の有効利用を図るとともに、道路緑化等の推進による、良好な道路景観の形成を図る。

ウ 工業用地の戦略的かつ総合的な整備

工業用地については、高度情報通信インフラ、研究開発インフラ、産業・物流インフラ等の戦略的かつ総合的な整備を促進することにより、グローバル化への

対応や産業の高付加価値化等を図るとともに、質の高い低コストの工業用地の整備を計画的に進める。その際、地域社会との調和及び公害防止の充実を図る。また、既存の工業団地のうち未分譲のものや工場跡地等の有効利用を促進する。

エ 土地の円滑な利活用

都市への人口移動が進む中で、今後も所有者の所在の把握が難しい土地が増加することが想定され、土地の円滑な利活用に支障を来すおそれもあるため、その増加の防止や円滑な利活用等に向けた現場の対応を支援するための方策を総合的に検討する。

(6) 土地利用転換の適正化

ア 土地利用転換の基本

土地利用の転換を図る場合には、その転換の不可逆性及び影響の大きさに十分留意した上で、人口及び産業の動向、周辺の土地利用の状況、社会資本の整備状況その他の自然的・社会的条件を勘案して適正に行うこととする。また、転換途上であっても、これらの条件の変化を勘案する必要があるときは、速やかに計画の見直し等の適切な措置を講ずる。特に、人口減少下にも関わらず自然的土地利用から都市的土地利用への転換が依然として続いている一方、都市の低・未利用地や空き家等が増加していることにかんがみ、これらの有効活用を通じて、自然的土地利用等の転換を抑制することを基本とする。

イ 大規模な土地利用転換

大規模な土地利用の転換については、その影響が広範に及ぶため、周辺地域も含めて事前に十分な調査を行い、県土の保全、安全性の確保、環境の保全等に配慮しつつ、適正な土地利用を図る。また、地域住民の意向等地域の状況を踏まえるとともに、市町村の基本構想などの地域づくりの総合的な計画、公共用施設の整備や公共サービスの供給計画等との整合を図る。

ウ 農地等の利用転換

農地等の農林業的土地利用と宅地等の都市的土地利用が無秩序に混在する地域または混在が予測される地域においては、必要な土地利用のまとまりを確保することなどにより、農地や宅地等相互の土地利用の調和を図る。また、土地利用規制の観点からみて無秩序な施設立地等の問題が生じている地域において、土地利用関連制度の的確な運用等を通じ、地域の環境を保全しつつ地域の状況に応じた総合的かつ計画的な土地利用を図る。

(7) 県土に関する調査の推進

県土の科学的かつ総合的な把握を一層充実するため、国土調査、法人土地・建

物基本調査及び自然環境保全基礎調査等県土に関する基礎的な調査を推進するとともに、その総合的な利用を図る。

特に、地籍整備の実施による土地境界の明確化は、事前防災や被災後の復旧・復興の迅速化を始めとして、土地取引、民間開発・県土基盤整備の円滑化等に大きく貢献し、極めて重要な取組である。

これに加えて、南海トラフ巨大地震等の被災想定地域における地籍整備を重点的に実施するほか、山村では世代交代の際に境界情報が十分に継承されないことなどを背景に境界確認に必要な情報が喪失しつつあるため、山村における地籍整備の効率的な実施等に取り組む。

また、希少種を始めとする生物の分布情報は、自然環境を保全・再生する県土利用の促進において重要な情報であるため、様々な主体による調査結果を集約することなどにより、分布情報等の整備を図る。

さらに、県民による県土への理解を促し、計画の総合性及び実効性を高めるため、調査結果の普及及び啓発を図る。

(8) 計画の効果的な推進

計画の推進等に当たっては、各種の指標等を活用し、県土利用をとりまく状況や県土利用の現況等の変化及びこれらの分析を通じて計画推進上の課題を把握し、計画がその目的を達するよう効果的な施策を講じる。

(9) 県民の参加による県土管理

県土の適切な管理に向けて、所有者等による適切な管理、地域住民、企業、NPO、行政、他地域の住民など多様な主体が、森林づくり活動、河川・湖沼環境の保全活動、農地の保全管理活動等に参画するほか、地元農産品や地域材製品の購入、緑化活動に対する寄付等、様々な方法により県土の適切な管理に参画する取組を推進する。

「国土利用計画（宮崎県計画）－第五次－の概要

1 県土の利用に関する基本構想

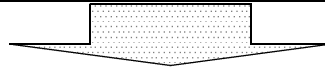
(1) 県土利用の基本方針

ア 県土利用をめぐる基本的条件の変化

○本格的な人口減少社会の到来による土地需要の減少、県土管理水準の低下

○気候変動による自然環境の悪化や生物多様性の喪失の懸念

○大規模自然災害に対する備え、安全・安心に対する県民意識の高まり



イ 県土利用の基本方針

「適切な県土管理を実現する県土利用」

- 都市的土地利用
 - ・市街地の郊外部への拡大を抑制
 - ・低・未利用地や空き家の有効活用による市街地活性化と土地利用の効率化
- 農林業的土地利用
 - ・優良農地の確保や良好な管理
 - ・荒廃農地の発生防止、効率的な利用
 - ・県土保全等に重要な森林の適切な整備・保全

「自然環境と美しい景観を保全・再生・活用する県土利用」

- 自然環境の保全・再生・活用
 - ・優れた自然条件を有している地域等を核とした自然環境の保全・再生
- 地域の個性ある美しい景観の保全・再生・活用
 - ・美しい農山漁村や魅力ある都市空間等の保全・再生・創出とその活用
 - ・地域資源ブランドを活用した自然環境等の保護・保全や地域活性化の推進

「安全と安心を実現する県土利用」

- 安全を優先的に考慮する県土利用
 - ・災害リスクの高い地域の土地利用の適切な制限
- 県土の安全性の総合的な向上
 - ・経済社会上重要な諸機能の適正な配置やバックアップの推進
 - ・交通、エネルギー、ライフライン等の多重性・代替性の確保
 - ・農地、森林、その他生態系の持つ県土保全機能の向上

(2) 利用区別の県土利用の基本方向

相互の関連性にも十分配慮	農地	<ul style="list-style-type: none"> ・食料の安定供給に不可欠な優良農地の確保 ・良好な管理を通じた多面的機能の維持・発揮
	森林	<ul style="list-style-type: none"> ・県土の保全、水源の涵養等の重要な役割を果たす森林の整備・保全 ・県産材の利用拡大等を通じた森林資源の循環利用の推進
	原野等	<ul style="list-style-type: none"> ・湿原、草原、水辺植生、野生生物の生息・生育等貴重な自然環境を形成しているものは保全を基本とし、劣化している場合は再生
	水面・河川・水路	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における安全性向上のための河川等の整備と適切な管理 ・より安定した水供給のための水資源開発、水力発電開発、農業用排水施設の整備等に要する用地を確保
	道路	<ul style="list-style-type: none"> ・地域間交流、災害時の輸送等、県土の有効利用及び安全・安心な生活・生産基盤の整備を進めるため、必要な用地を確保 ・適切な維持管理及び更新を通じた既存用地の有効利用
	住宅地	<ul style="list-style-type: none"> ・低・未利用地や空き地、既存住宅の有効活用及び自然的土地利用等からの転換抑制により必要な用地を確保 ・耐震・環境性能を含めた住宅の質の向上による良好な居住環境の形成
	工業用地	<ul style="list-style-type: none"> ・産業・物流インフラの整備状況及び地域産業活性化の動向等を踏まえ、必要な用地を確保
	その他の宅地	<ul style="list-style-type: none"> ・その他の宅地（事務所・店舗など）の用地については、良好な環境の形成に配慮しつつ、経済のソフト化・サービス化の進展等に対応した必要な用地を確保

2 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

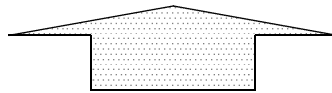
目標年次 平成39年 基準年次 平成27年

(単位：ha、%)

区分	面積		増減率	構成比	
	27年	39年		27年	39年
農地	67,900	66,500	▲2.1	8.8	8.6
森林	585,872	585,800	0.0	75.7	75.7
原野等	2,052	2,000	▲2.5	0.3	0.3
水面・河川・水路	22,648	22,600	▲0.2	2.9	2.9
道路	25,925	27,000	4.2	3.4	3.5
宅地	27,219	27,500	1.0	3.5	3.6
住宅地	17,545	17,800	1.5	2.3	2.3
工業用地	1,296	1,300	0.3	0.2	0.2
その他の宅地	8,378	8,400	0.3	1.1	1.1
その他	41,915	42,131	0.5	5.4	5.4
合計	773,531	773,531	0.0	100.0	100.0

注(1) 道路は、一般道路並びに農道及び林道

(2) 工業用地は、従業員10人以上の事業所の敷地



3 必要な措置の概要

(1) 土地利用関連法制等の適切な運用

- ・ 国土利用計画法及びこれに関連する土地利用関係法の適切な運用

(2) 県土の保全と安全性の確保

- ・ 森林の持つ県土保全等の機能向上のための適切な保育、間伐などの森林整備
- ・ 自然災害に対応するための国土保全施設の整備及び維持管理の推進

(3) 持続可能な県土の管理

- ・ 優良農地の確保、農地の集積・集約化や農業担い手の育成・確保
- ・ CLT（直交集成板）などの新たな木材製品の普及による木材需要の創出
- ・ 施業集約化や路網整備等による県産材の安定的かつ効率的な供給体制の構築
- ・ 美しく魅力あるまちなみ景観や水辺空間の保全・再生など自然と調和した景観の維持及び形成

(4) 自然環境の保全・再生・活用と生物多様性の確保

- ・ 高い価値を有する原生的な自然について行為規制等による適正な保全
- ・ 希少種等の野生生物に配慮した土地利用の推進
- ・ ユネスコエコパーク等の地域資源ブランドを活かした地域産業の促進
- ・ 侵入防止柵等の整備等、野生鳥獣による被害防止

(5) 土地の有効利用の促進

- ・ 空き家の実態把握及び空き家バンクの活用や居住環境の改善等利活用の促進
- ・ 所有者不明土地の増加防止及び円滑な利活用に向けた対応方策の検討

(6) 土地利用転換の適正化

- ・ 低・未利用地や空き家等の有効利用を通じた自然的土地利用等の転換抑制
- ・ 大規模な土地利用転換に当たっての県土の保全、安全性の確保、環境の保全等に配慮した適正な土地利用

(7) 県土の調査の推進

- ・ 地籍調査の実施による土地境界の明確化

(8) 県民の参加による県土管理

- ・ 住民、企業、NPOなど多様な主体による森林づくり活動、地元農産品の購入等の様々な方法により県土管理に参画する取組の推進